

# 化粧品類の安全性等に関する調査結果【概要】

## 抜 粋

### 1 子ども用化粧品

#### (1) 文献調査

(社)日本玩具協会の調査によると、玩具メーカーが販売している子ども用化粧品<sup>1</sup>の売上は、平成16～17年で年間約20～30億円程度と推計され、それ以外も含めた子ども用化粧品全体では、平成15年には、60億円であったというデータもある。

子ども用化粧品は、玩具店等で扱われていることが多いが、薬事法では、大人用の化粧品と同様に化粧品に分類され、薬事法の適用を受け、使用できる成分は大人の化粧品と同等のものである。業界団体等が定める自主基準の対象にもなる。

日本において玩具店等で販売されている子ども用化粧品の中には、(社)日本玩具協会が定めるST(玩具安全)マークが付いているものもある。STマークが付いているものは、玩具としての安全性が確認されている。

1 今回調査した子ども用化粧品には、「基礎化粧品」は含まれていない。すべて、口紅、マニキュア等の「メイクアップ化粧品」である。

#### (2) 試買調査

子ども用化粧品を77品目<sup>2</sup>、47商品<sup>3</sup>試買した。試買した品目の内訳は表1に示すとおりである。また、試買を行った販売店舗は表2に示すとおりである。試買品について特に子どもに配慮した注意事項に着目して表示調査を行った。

2 商品に入っている個々の品物のことを「品目」という。

3 マニキュア、リップ等が複数入っている場合のセットのことを「商品」という。

表1 子ども用化粧品種類別内訳

種 類	品目数	マニキュアの除去方法による種類	
マニキュア	30	水溶性	11
		はがす	6
		除光液	12
		その他	1
リップ・グロス類	33		
アイシャドウ	9		
チーク	1		
ファンデーション	1		
マスカラ	1		
ボディグリッター	2		
合 計	77		

表2 子ども用化粧品販売店舗別内訳及び価格

		品 目 数		商 品 数	
		数量(個)	割合(%)	数量(個)	割合(%)
全	数	77	100.0	47	100.0
販 売 店 舗	玩具店	46	59.7	19	40.4
	キャラクター販売店	11	14.3	8	17.0
	子ども用化粧品専門店	6	7.8	6	12.8
	化粧品店	7	9.1	7	14.9
	ワンプライスショップ	6	7.8	6	12.8
	スーパーの玩具売り場	1	1.3	1	2.1
価 格 ( 円 )		105～3,150		平均:806	

表示調査の結果は、表3に示すとおりである。

対象年齢が記載されていたものは、49品目(63.6%)、20商品(42.6%)であった。STマークが付いていたものは、17品目(22.0%)、9商品(19.1%)で、すべて対象年齢が記載されていた。

日本化粧品工業連合会が定める「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準」に基づく注意事項のうち、「異常等があった場合の対応について」が記載されていなかったのは、1品目、1商品で、それ以外の76品目(98.7%)、46商品(97.9%)には記載されていた。保管方法に関する注意があったものは、61品目(79.2%)、31商品(66.0%)であった。

日本化粧品工業連合会等が定める「詰め合わせ化粧品(医薬部外品を含む。)の自主基準」に該当した子ども用化粧品セットは、39品目(50.6%)、9商品(19.1%)あったが、同基準では、「子ども用化粧品セットにメーキャップ化粧品の詰め合わせをすることは、認めない。」ことになっているため、それらはすべて基準に合わないことになる。

「化粧品の表示に関する公正競争規約」に則った「これは子供用化粧品です。必ず保護者の監視のもとで使用させて下さい。」が表示されていたものは、22品目(28.5%)、2商品(4.3%)であった。また、「必ず保護者の監視のもとで使用させて下さい。」が表示されていたものは、8品目(10.4%)、7商品(14.9%)であった。

乳幼児の誤飲に対する注意があったものは、48品目(62.3%)、18商品(38.3%)であった。

表3 子ども用化粧品表示内容内訳

		品目数		商品数	
		数量(個)	割合(%)	数量(個)	割合(%)
全 数		77	100.0	47	100
対象年齢表示	3歳以上	3	3.9	3	6.4
	6歳以上	8	10.4	3	6.4
	7歳以上	5	6.5	5	10.6
	10歳以上	30	39.0	8	17.0
	12歳以上	3	3.9	1	2.1
小 計		49	63.6	20	42.6
対象年齢表示なし		28	36.4	27	57.4
STマーク(玩具安全基準合格)付		17	22.0	9	19.1
化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準	異常等があった場合の対応	76	98.7	46	97.9
	保管方法に関する注意	61	79.2	31	66.0
詰め合わせ化粧品の自主基準に不適合		39	50.6	9	19.1
化粧品の表示に関する公正競争規約	これは子供用化粧品です。必ず保護者の監視のもとで使用させて下さい	22	28.5	2	4.3
	必ず保護者の監視のもとで使用させて下さい	8	10.4	7	14.9
	小 計	30	39.0	9	19.1
乳幼児の誤飲に対する注意		48	62.3	18	38.3
子どもに配慮した除去方法あり		17	22.1	11	23.4

化粧の除去方法では、はがす、水で落とせる等子どもに配慮したものは、17 品目(22.1%)、11 商品(23.4%)であった。

すべての商品に成分表示は行われていた。しかし、例えばマニキュア等で色から判断すると表示されている色素の成分が間違っていると思われる商品があった。また、一部、表示内容を判読するのが非常に困難なものもあった。

### (3) 実態調査

実態調査(インターネットアンケート)を次のとおり実施した。

調査対象：都内在住の12歳以下の子どもを持つ親

有効回答数：1,146名

その結果、全体では、1,146名のうち276名(約24%)、女子のみでは571名中256名(45%)に化粧の経験があった。最初の化粧の動機は、七五三などの行事が多く、その後も「時々化粧をする。」という回答が29名(化粧経験者の約10%)であった。「時々化粧をする。」場合にどのような機会に化粧をするかについて調査した結果、子どもも大人と同様に、外出時に化粧を行っていた。

購入した化粧品は、口紅(リップ類)が圧倒的に多かった。購入場所は、子どもが立ち寄りそうな店舗が多かった。

化粧の経験者276名のうち6名(2.2%)が皮膚障害等のトラブルを経験している。医者を受診した者が1名いたが、5名はどこにも相談していなかった。

## 2 染毛剤・染毛料

### (1) 文献調査

染毛剤は、一旦染まると、色持ちが長期的に持続するものをいう。薬事法では、「医薬部外品」に分類され、表示指定成分の表示が行われている。

染毛料は、一時的に髪を染めるものをいう。薬事法では、「化粧品」に分類され、全成分表示が行われている。

経済産業省化学工業統計によると、染毛剤・染毛料の出荷額は平成17年度で約1,000億円である。平成12~13年頃には、1,100億円を超え、出荷額でシャンプーを抜き頭髮化粧品のトップとなった。

染毛剤成分のp-フェニレンジアミン<sup>4</sup>等は、感作<sup>5</sup>性があり、体質によってはアレルギーを発症し、さらに、喘息や短時間で急激に激しいアレルギー症状を起こすアナフィラキシーなど重篤な症状が発症する可能性もある物質である。

染毛料には、体質によっては稀にアレルギーを発症することがあるタール色素が含まれているものもある。

4 染毛剤は、発色主剤、修正剤、酸化剤などからなる。p-フェニレンジアミンは、発色主剤として使われる物質である。毛髪中に浸透したp-フェニレンジアミンは、酸化剤で酸化されることで発色する。

5 アレルギー症状の起こる状態となることをいう。

## (2) 試買調査

試買し表示調査を行った商品は、表4及び表5に示す商品である。

表4 染毛剤試買内訳

種類	商品数	染毛剤の種類	商品数
染毛剤	28	黒髪用	12
		白髪用	14
		白髪・黒髪用	2
染毛・脱色剤	1	黒髪用	1
脱色剤	6		
合計	35		

表5 染毛料試買内訳

種類	商品数	染毛剤の種類	商品数
ヘアマニキュア	2	白髪用	2
毛髪染毛料	1	白髪用	1
毛髪着色料	8	チューブタイプ <sup>o</sup>	1
		ハ <sup>o</sup> ソタイプ <sup>o</sup>	1
		マスカラタイプ <sup>o</sup>	1
		ム <sup>o</sup> スタイ <sup>o</sup>	2
		ス <sup>o</sup> プレ <sup>o</sup> タイプ <sup>o</sup>	2
		クリームタイプ <sup>o</sup>	1
カラーリンス	1		
カラートリートメント	3		
ヘアプロテクター	1		
合計	16		

染毛剤・脱色剤では、「幼児への使用禁止」を記載してなかったのは、購入した35商品中20商品である。また、「幼児の手の届かないところに保管」する旨の注意表示は、すべての商品に記載されていたが、「乳幼児の誤飲に対する注意表示」が記載されていたのは、1商品のみで他の商品にはなかった。

染毛料には、すべての商品に「幼児への使用禁止」の記載はなかった。また、「幼児の手の届かないところに保管」する旨の注意表示は、16商品中11商品にあったが、「乳幼児の誤飲に対する注意表示」はすべての商品に記載はなかった。

## (3) 実態調査

前述の実態調査(インターネットアンケート)をした結果、1,146名中47名(4.1%)の子どもに毛染めの経験があり、その8割以上が染毛剤を使用していた。

年齢は、0歳児から4~5歳をピークに、就学前に経験する者が30名(63%)に達しており、0歳児も2名いた。毛染めをした動機は、「おしゃれのため」が33名、全体の約70%で、「親が自分の毛染め剤が残ったため」というものもあった。

毛染めの頻度は、「いつも染めている。」という回答はいなかったが、19名(40%)は「時々染めている。」と答えている。さらに、0~3歳児においても「時々染めている。」との回答があった。

毎回自宅で染めていたのは、34名(72%)であった。一方、毎回美容院及び自宅・美容の両方で染めていたのは、合わせて13名(28%)であった。今回の調査では、美容院で染めているケースはなかった。